

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第44号

案 件 名：二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

討論内容：

本条例案については、反対の立場で討論いたします。

本条例案は、満3歳以上限定小規模保育事業の創設と、理学療法士等のみなし保育士化の2点を定めるものであります。これまで、家庭的保育事業等が3歳未満の子どもを対象に認められてきましたが、3歳以上になる時点で、保育所や認定こども園で受入先を提携するなど、確保することが定められていました。しかし、これがなかなかうまくいかないということで、今度は、家庭的保育事業を3歳以上にも認める。これは場当たりの対応ではないかと思います。

また、理学療法士をみなし保育士とするという点も、実際には理学療法士さんが施設にいるとしても、その役割や培ってきた経験に大きな違いがあると考えます。保育士の専門性がきちんと担保されるのか、保育の質の低下が心配されるところです。

本来、十分な保育士確保のための条件づくりは国が責任を持って進めるべきところではないでしょうか。町には該当する施設がないとされていますけども、本来、無理筋を通していくような条例改定には賛成しかねるものです。以上です。